

議 長 日程第6「議案第18号令和4年度松田町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第18号令和4年度松田町下水道事業特別会計予算。令和4年度松田町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,032万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の記載の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは説明させていただきます。まず、373ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。単年度では完結しない債務を約束することを予算で決めておくものでございます。

続きまして、第3表、地方債でございます。起債の目的、公共下水道事業、限度額2,950万円で、公共下水道污水管布設工事や流量計更新工事に充てる950万円と、下水道事業事業債分の補填、特別措置分の2,000万円を合わせた額となっております。次の酒匂川流域下水道事業につきましては、限度額590万円で、小田原市の酒匂処理場の建設事業で負担する分でございます。次の公営企業適用は、公営企業会計への移行に充てるものでございます。

380、381ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入でございます。款1、分担金及び負担金、項、負担金、目、受益者負担金です。町屋地区で宅地造成30区画が見込まれておりますので、増額しております。

款2、使用料及び手数料、項、使用料、目、下水道使用料です。前年度に比べて汚水水量の0.4%減の予定で見込んでおります。

款3、繰入金、項・目とも一般会計繰入金です。公債費の元利償還金に充当しております公債費につきましては、年々減少していく予定でございますので、前年度比較も減少しております。

款4、繰越金、前年度繰越金の見込額を計上しております。

款6、町債、項、町債、目、下水道事業債です。公共下水道工事分、小田原市酒匂の処理場の建設事業費負担分、企業会計への移行に係る分でございます。

次に、384、385ページをお願いいたします。歳出です。款1、総務費、項1、下水道総務費、目1、一般管理費です。前年度対比572万9,000円の増額となっておりますが、公営企業会計への委託によるものでございます。主な歳出といたしましては、右ページの説明欄の中段、委託料につきましては下水道使用料徴収事務を上水道会計へ委託する委託料でございます。あとは、下水道事業会計を特別会計から企業会計へ移行するための委託料でございます。公課費につきましては、下水道事業会計に係る税及び地方消費税でございます。その下の給料以下職員は1名分の人件費を計上しております。

386、387ページをお願いいたします。目2、施設管理費でございます。需用費につきましては、光熱水費と流量計4基、マンホールポンプ5基、電気料、下水道管等の修繕料を計上しております。その下の委託料につきましては、下水道の水質検査、流量計やマンホールポンプの保守点検、清掃の委託料でございます。

続きまして、款2、事業費、項・目とも下水道事業費でございます。この目では、公共下水道の工事経費を支出しております。主なものでは、工事請負費、公共下水道維持補修工事としまして、マンホール蓋の改修や下水道管渠の補修及び町屋地区下原にある流量計が耐用年数を越えたため、更新するものでござ

います。

388、389ページをお願いいたします。款3、流域下水道費、項・目とも流域下水道費でございます。酒匂川流域下水道事業の工事及び維持管理費負担金によるものでございます。

款4、公債費、元金につきましては平成4年度借入れから103件分の長期債元金の償還金です。利子につきましては、122件分の長期債利子の償還金でございます。

以上ですが、391ページ以降に投資的事業の概要、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債の現在高の見込みに関する調書、公債費元利償還金の内訳が記載されておりますが、後ほど御高覧いただき、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 先ほどのですね、寄簡易水道事業会計と同様にですね、下水道事業特別会計も企業会計に移行するための経費としてですね、385ページで令和4年度は1,040万1,000円と、債務負担行為もありますので、同様に令和5年度も企業会計化への委託料ということで理解はしております。

その中でですね、1点お聞かせ願いたいんですけれども、やはり下水道ということで、松田地区の利用者、大分多いという中でですね、企業会計化をする場合ですね、例えば隣接の大井町では、半年程度ですね、大井町はもう既にですね、令和2年4月から移行されているんですけれども、でもその前の令和元年の10月からですかね、仮に…仮のですね、企業会計化を移行をしたというふうに聞いています。半年間ですね、企業会計を試行運用することによって、その翌年の4月1日からの企業会計化でですね、もう既に行っているというふうに聞いています。松田町もですね、その企業会計化への対応としてはどのようなお考えがあるかをお伺いをいたします。

環境上下水道課長 一応、頂いているスケジュール案でございますが…すみません。こちらで把握しているスケジュールでございますが、令和5年の1月以降が稼働に向けた

調整の期間ということで、今考えておりますので、それがもう少し早く調整ができれば、前倒ししていきたいと考えております。以上です。

6 番 井 上 令和5年の1月というふうに今、聞こえたんですけれども、令和5年の1月というのは、令和4年度中ですよ。

環境上下水道課長 すみません。失礼いたしました。令和6年の1月からでございます。

6 番 井 上 令和6年の1月から仮に試行するというふうな考え方で、令和6年の4月からはですね、企業会計になりますので、もう3月31日と4月1日ということで、もうそこですっぱり企業会計に移行をして、今までの繰り越し作業、繰越金等のとかですね、4月、5月をですね、出納整理期間とするというふうな形はないというふうなことで、1月から試行をするということで了解をしました。

あとですね、町民のほうにとりましての準備作業の中でですね、企業会計化する、下水道に係る部分としては、料金徴収は、今はですね、上水道のほうと一本化されております。その中で上水道使用料と下水道使用料ということで一本化されております。その辺のですね、徴収の方法等についての現時点での見込みはどのようになるか。現行と同じなのか、別々な形になるのか、その辺もお聞かせください。

環境上下水道課長 徴収につきましては、今の時点では現行と同じで考えております。以上です。

6 番 井 上 終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第18号令和4年

度松田町下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。